

京都農業振興地域整備計画について、「農業振興地域の整備に関する法律施行令」第10条の規定に該当する軽微な変更をいたしましたので、「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第4項で準用する同法第12条の規定に基づき公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供します。

令和6年8月30日

京都市長 松井孝治

1 縦覧期間

令和6年8月30日以降常時備え置くこととする。

(ただし、土曜日・日曜日・祝日等「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」第4条により本市において「休日」と規定される日は除く。)

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで

(ただし、正午から午後1時までは除く。)

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局農林振興室農林企画課

(産業観光局農林振興室農林企画課)